

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和7年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部徹後援会	阿部徹	阿部徹	新潟県柏崎市四谷3丁目1番45号
近藤一樹後援会	近藤一樹	近藤一樹	新潟県新発田市豊町2-11-3アスールC
佐藤としお後援会	佐藤俊夫	小林進	新潟県加茂市宮寄上1181番地
上越の未来創造実践研究所	野澤朗	内山米六	新潟県上越市本町2丁目2-27ライオンズマンション高田906号室
中林ひろあき後援会	吉澤政敏	古澤郁夫	新潟県十日町市本町西1丁目355番地9
のざわあきら後援会	内山米六	栗田英明	新潟県上越市本町2丁目2-27ライオンズマンション高田906号室
星野ゆうや後援会	星野雄哉	星野藍	新潟県見附市葛巻1-1-28
山本ひでき事務所	山本秀樹	山本秀樹	新潟県柏崎市田中14番21-102号京・都詩里
横山まさひろ後援会	横山昌宏	巖早紀子	新潟県新発田市豊町3-6-11